

解説
部落差別解消に関する施策を推進するために、加東市は、国や県、そして部落差別の解消に取り組む各種団体と連携して、推進体制の充実に努めることを定めています。

(推進体制の充実)
第8条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に取り組む各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実に努めるものとする。

解説
部落差別解消に関する施策を推進するために、加東市は、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力し、必要に応じて、部落差別に関する意識調査等を実施することを定めています。

(調査の実施)
第7条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別に関する意識調査等を行うものとする。

解説
加東市において、部落差別を解消するために必要な教育、および啓発を行うことを定めています。

(教育及び啓発)
第6条 市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

解説
部落差別の解消を推進するための、市民のみなさまの役割について定めています。

(市民の役割)
第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めなければならない。

新しい人権擁護委員に新谷さん



このたび法務大臣から委嘱状の交付を受け、新谷裕亮さん(少分谷)が、新しく人権擁護委員に就任されました。任期は、平成30年10月1日から3年間です。

また、平成24年10月から2期6年にわたって人権擁護委員を務められた藤本和之さん(古家)が、平成30年9月30日付で退任され、法務大臣から感謝状を受けられました。

市民協働部人権協働課(庁舎1階)
担当:西角真由美 ☎43・0544

ご家庭で井戸水を利用されているみなさまへ

井戸水を使用し、下水道に排水しているご家庭で、世帯の人数に変更があったときや、井戸水の使用を開始、または廃止されたときは、下水道使用料が変わりますので、届け出が必要です。

市への届け出は『汚水排除量認定基準異動届』に必要事項を記入のうえ、水道お客さまセンターに提出してください。届出用紙は、水道お客さまセンターにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。なお、届出の内容は、届出日の翌月から適用されます。



上下水道部管理課(庁舎3階)
担当:小谷拓海 ☎43・0533



from
H30.9.26
to the future

条例を読む 新たな条例を制定しました

加東市部落差別の解消の推進に関する条例

市民協働部人権協働課(庁舎1階) 担当:長谷川武史 ☎43-0544

平成28年12月に『部落差別の解消の推進に関する法律』が施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないとの認識のもと、その解消に関して、基本理念・国と地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別の解消を推進することで部落差別のない社会を実現することを目的としています。

情報化の進展によって、インターネット上に差別を助長するような情報が掲載されるという問題も発生しており、今もなお偏見などに基づく差別が存在している現実があります。

このような状況のもと、市においても基本的人権の享有、という理念から、この法律の趣旨に沿い提案した「加東市部落差別の解消の推進に関する条例」が、平成30年9月26日の加東市議会で可決されました。

部落差別は人間の人格や尊厳を傷つける許されないものであるとの認識のもと、偏見を払拭し、部落差別のない加東市の実現に向け、相談体制の充実や差別解消に向けた教育や啓発をより一層推進していきます。

※享有…生まれながらに有するという意味。日本国憲法では、基本的人権の享有を保障しており、これは基本的人権を誰もが生まれながらに保障されるということ。

「加東市部落差別の解消の推進に関する条例」と解説

(目的)
第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない加東市を実現することを目的とする。

解説
加東市における部落差別の解消に関する基本理念と市の責任と義務を定めることで、部落差別のない加東市を実現するという目的を定めています。

(基本理念)
第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない加東市を実現することを旨として、行わなければならない。

解説
加東市における部落差別の解消に関する施策を推進するための基本理念を定めています。

(市の責務)
第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

解説
加東市には部落差別解消のための施策を講じる責任と義務があることを定めています。